

建築関係建設コンサルタント業務における第三者照査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領(以下「実施要領」という。)第10条(4)に定める第三者照査の実施にあたり、建築関係建設コンサルタント業務において必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「第三者照査」とは、第4条第1項に定める落札者とは別の者が、落札者の作成する成果物について、第5条第1項に定める照査を行うことをいう。

(資料の提出)

第3条 実施要領第7条(11)に定める「第三者照査」(様式第8号)は、様式中の「建設コンサルタント登録」を「建築士事務所登録」に読み替え、登録年月日及び登録番号を記入させるものとする。

2 第三者照査を行う者(以下、「第三者照査者」という。)が、構造及び設備等を別の者に委託する場合の前項の「第三者照査」(様式第8号)には、委託されるすべての者について記入させるものとする。

(第三者照査の資格等)

第4条 第三者照査者は、実施要領第11条第1項に定める以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4又は同第167条の11の規程に該当しない者であること。
- (2) 業務発注時点で測量・地質調査・設計コンサルタント等有資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 落札者との間に実施要領(別表3)に定める資本関係又は人的関係がないこと。
- (4) 過去に落札者との間に第三者照査を依頼し又は依頼された関係がないこと。
- (5) 配置する技術者は落札者の管理技術者と同等の資格及び実績を有し、かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)にあること。

2 第三者照査に要する費用は、全て落札者の負担とする。

3 第三者照査は当該業務の「主たる部分」に該当しないため、落札者は第三者照査を別の建築士事務所に再委託できるものとする。

(照査)

第5条 第三者照査者には、別表に定める照査を行わせるものとする。

2 業務の着手に先立ち、落札者に別表の照査内容に基づく「照査計画書(任意書式)」を提出させることとする。

(協議の立会)

第6条 監督員が必要と認めた場合、落札者は監督員等との協議に、第三者照査者を立会させなければならない。

(瑕疵に対する措置)

第7条 落札者が提出した成果物に瑕疵があった場合、建築設計業務入札参加者選定において、当該第三者照査者を回避する措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に指名通知する業務委託から適用する。